

令和8(2026)年度 事業計画書

国の総人口は、令和6(2024)年10月1日現在1億2,380万人となっています。65歳以上人口は3,624万人、高齢化率は人口減少とともに上昇して29.3%になっています。対して15～64歳の生産年齢人口は7,373万人と減少が加速しており、現役世代2人で高齢者1人を支えている状況です。

60歳以上の高齢者の今後の生活の調査では、「物価の上昇」「収入や貯蓄が少ないこと」「医療・介護費用がかかる」などの不安を持つ方が7割以上になっています。また、高齢期を安定的に暮らすために、定期的もしくは不定期に収入を伴う仕事をしている高齢者は4割超あり、その理由は「収入のため」が55%と最も高く、「75歳くらいまで」「80歳くらいまで」「働けるうちはいつまでも」と考える人の割合は上昇していることから高齢期でも高い就業意欲を持っている様子がうかがえます。

一方で、社会ではデジタル化やAIの導入が急速に進行しています。セルフレジの拡大や通帳の無い銀行口座、レストランではタッチパネルによる注文、キャッシュレス決済などがその例でしょう。万博でもデジタルチケットや会場内はすべてキャッシュレスのみでした。シルバー事業でも、令和5(2023)年度から配分金明細書のデジタル化がスタートしました。このように今まで人手による作業だったものの多くがデジタル化やAIの導入で省力化されて、さまざまな分野で急速に人員削減が進んでいます。それだけでなく、外国人労働者の増加、所得税非課税枠いわゆる「103万円の壁」が段階的に引き上げられていること、そして「厚生年金第3号被保険者制度」の改正の検討などから、今まで働き控えていた主婦層や学生がより働く機会を求めて進出しています。このような中で、一人ひとりが社会から選ばれるような就業をしなければ就業機会そのものを失う可能性が高くなる、ということを強く自覚しなければなりません。シルバー会員の平均年齢は75歳を超えて後期高齢者の年齢域になり、さらに高齢化が進行しています。「シルバー年齢の就業だからこの程度で良いだろう」「仕事を辞めても別に困らない」というような気持ちで就業するのではなく、誠意と責任をもって発注者に満足していただける就業をやり遂げる、そういった視点を忘れずに就業することが強く求められています。

安全・適正就業では、熱中症対策として令和7(2025)年度から7～9月期に除草・伐採等の屋外作業においてサマータイム制度(就業時間の短縮等)を導入することで熱中症予防に大きな効果が見られました。令和8(2026)年度も同様の熱中症対策を継続しつつ、新しい施策として7～9月の期間に就業の有無に関わらず光熱水料の高騰・物価高対策や会員相互の交流の場として、センターの1室を「クールオアシス」として開設することで皆さんにより良くシルバーを利活用していただくことを検討していきます。また、令和8(2026)年4月からスタートする自転車の交通反則通告制度の導入に対し、会員皆さんへの周知と注意喚起に努めてまいります。

会員の高齢化が進行する中、疾病やケガ等により就業できなくなるようなケースが増加しています。お引き受けした仕事を安定して提供するためには、複数人によるワークシェアリング・ローテーション就業及び長期就業にかかる適正就業の強化が求められており、そのためには会員数の拡大が最優先課題となっています。会員数の拡大を推進するために、府内で初めてスタート

した「会員増強緊急(年会費実質ゼロ円)キャンペーン」は新規会員の確保に大きな効果がでていることから、継続実施します。

令和5(2023)年10月からスタートしたインボイス制度は、就業会員の配分金にかかる消費税であり本来は会員皆さんが納税しなければならないものですが、シルバーからまとめて納税することにより段階的な減額経過措置が適用されており、なおかつシルバー側も税額の約半分を負担しています。この減額経過措置が改正されたことに合わせて、令和8(2026)年10月からのインボイス負担率を当初の計画より緩やかなものに改正する予定です。

シルバー人材センター事業では、令和6(2024)年11月の事務所移転から1年半が経過しました。新事務所の活用では、第5次中期計画を元に高齢者の生きがい対策、健康維持と自主運営をベースに、新たなモットーである「楽しいシルバー」の実現に向けて運営に努めてきました。「フレイル測定会」などの健康講座を開催して会員皆さんの健康意識の高揚に努めました。また、「保育補助スタッフ講習」や「刈払機講習」等の技能講習会を通じて新たな就業への機会提供に努めてきました。さらに、講堂を活用して「ニュースポーツ ディスコン体験会」や「映画上映会」を定期的に開催することで、就業以外の皆さんも楽しめるシルバーの実践に努めてきました。このように、会員皆さんが中期計画にある「楽しいシルバー」を感じることができる事業を継続して実施していく予定です。

シルバー人材センター事業は、立ち上げから約45年が経過しました。社会では少子化・子育て支援が中心となり、シルバー関連の国補助金は減額傾向にあるなど取り巻く社会情勢は非常に厳しい状況です。これから会員皆さんには、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、デジタル化の対応に努めていただき、接遇・マナーの向上を通じて発注者の満足度の高い就業を提供することで、地域社会への貢献を実践するシルバー人材センター事業を推進するために、以下の事業に協力いただき、会員皆さんと役職員の全員でさらなる発展に邁進してまいります。

[参考] 令和7年版 厚生労働白書、令和7年版 高齢社会白書

1. 基本方針

- (1) 就業開拓提供事業の推進
- (2) 普及啓発事業の推進
- (3) 独自事業の検討及び推進
- (4) 研修・講習会事業の推進
- (5) 調査研究事業の実施
- (6) 相談事業の推進
- (7) 安全・適正就業の推進
- (8) 福祉・家事援助サービス事業の推進
- (9) 職業紹介事業の推進
- (10) 労働者派遣事業の推進
- (11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化
- (12) 事業概要書類(公益目的事業について)

2. 事業目標	令和8年度事業目標	R7 事業目標	R7 事業実績	(R7 達成率)
会 員 数	775 人	770 人	731 人	94.9 %
粗 入 会 率	3.25 %	3.20 %	3.08 %	96.3 %
就 業 率(派遣含)	76.0 %	75.0 %	80.4 %	107.2 %
就業延人員(派遣含)	74,300 人日	74,000 人日	78,317 人日	105.8 %
契 約 金 額(派遣含)	332,000 千円	330,000 千円	323,400 千円	98.0 %

3. 事業実施計画

(1) 就業開拓提供事業の推進

就業開拓提供事業はシルバー事業の根幹部分であり、就業機会の確保のみならず会員の増強につながるものです。「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、より多くの高齢者に臨時的かつ短期的又は軽易な業務の就業機会を提供するため、民間事業所・一般家庭をはじめ公共団体等の発注者に対し、役職員だけでなく会員自らも就業開拓を積極的に行うことが求められています。

- ① 役職員及び会員一人ひとりがシルバーの営業マンの認識に立ち、力を合わせて就業開拓を推進します。また、1人でも多くの会員に就業機会の提供ができるように努めるとともに、事業所・一般家庭及び公共への働きかけを強めることにより、新たな就業機会の確保に努めます。
- ② 入会時の研修や各種講習会、また職群別懇談会など、機会ごとに接遇マナー・言葉づかい等についての研修を行うことにより、「発注者の高い満足度」を得られる就業となるように、「就業の質の向上」を図ります。
- ③ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」は、生産年齢人口の大幅な減少のなか現役世代を代替してサポートする事業であり、指揮命令のある就業に対して主に派遣契約による就業を行うものです。令和2年4月から実施の同一労働同一賃金制度に対応しつつ、シルバー労働者派遣事業の就業機会の拡大に努めます。
- ④ シルバー事業のさらなる発展のため、新規会員の増強及び女性高齢者の入会促進に努め、新たな就業機会の確保に努めます。

(2) 普及啓発事業の推進

普及啓発事業は、シルバー事業の公益性と事業趣旨を広く周知するものです。「高齢者の就業を通じた生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する」という趣旨を広く周知し、さらなるシルバー事業の拡大推進を図ります。

- ① 会員の社会貢献意識の高揚を図るため、港湾美化清掃ボランティア活動をはじめ地域の諸行事に積極的に参画し、活力ある地域社会づくりに寄与できるように努めます。
- ② 広報・就業開拓委員会等を中心に、就業機会の開拓、会員増強の方策を調査・研究します。
- ③ 市広報紙等の記事掲載やシルバー事業啓発チラシ等の全戸配布、商工会議所の常設看板、「FMいずみおおつ」の活用によるタイムリーな情報提供、市内繁華街における事業啓発グッズ配布等、多様な情宣活動を通じてシルバー事業の趣旨・仕組みを広く市民に周知し、役職員だけでなく会員と共に積極的に事業啓発に努め、事業の理解と就業

機会の拡大、会員拡充を図ります。

- ④ 市との協定事業である空き家等の適正管理推進事業及び墓地の適正管理推進事業については、市固定資産税の納付書送付時に事業チラシを同封することや、ふるさと納税のメニューとして周知することによりシルバー事業のPRに努めるとともに、府内センターからの問合せに応じて事業の拡大に協力します。
- ⑤ 新規入会会員の掘り起こしに努めます。とくに、潜在的労働力とされている女性高齢者だけでなく、ハローワークと協力して事業周知に努めます。
- ⑥ 会員拡大の一環と会員の厚生事業として活動しているグランドゴルフ同好会を通じて、シルバー事業の普及啓発と会員及び市民に親しまれるシルバー事業として周知に努めます。

(3) 独自事業の検討及び推進

独自事業は、全国の先進的な事業について調査し、採算性を勘案して事業化の可能性を検討します。

- ① 「空き家等の適正管理事業」「墓地の適正管理事業」については、市との事業協定をもとに、引き続き市と協働して事業拡大を図っていきます。
- ② 新規補助事業として予定される「シルバー人材センター活性化推進事業」の確保に努め、事業の拡大を図ります。

また、独自事業は、費用対効果や採算性を考慮しながら効果的に事業展開が見込めるものについて全国の先進的な事業を調査して積極的に検討します。

(4) 研修・講習会事業の推進

就業の質の向上によりお客様満足度のアップを図るため、会員のスキルアップを目的とした各種技能研修・講習会を検討します。南部ブロック連絡協議会・大シ協と協力して各種研修・講習会の開催に協力していきます。また、必要に応じてIT関連の研修を実施します。

- ① 各種技能研修・講習会を開催し、会員の就業意識の向上とスキルアップを図ります。
- ② 会員研修会等を通じて接遇向上等に関する各種研修・啓発を実施し、就業の質の向上を図り、発注者の満足度向上に努めます。
- ③ 会員のIT機器の利用促進を推進し、会員のデジタル利用の基盤整備に努めます。また、デジタル対応の推進により経費節減とタイムリーな就業機会の提供に努めます。
- ④ 会員の高齢化に伴う対応として、健康に関する講習会等の開催を検討するとともに、フレイル予防につながるように努め、健康の維持・向上を図ります。
- ⑤ 大シ協が実施する高齢者活躍人材確保育成事業や南部ブロック連絡協議会の技能講習会等を積極的に活用するなど、多種多様な技能講習会の機会提供に努めます。

(5) 調査研究事業の実施

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者の就業や社会的活動等に関する調査研究を行います。また、他センターの動向を見ながら、当センターで実施可能な事業の開拓に努めます。

- ① 高齢者の健康維持・増進等に関する調査等を行います。
- ② 高齢者にふさわしい就労、また地域社会づくりに寄与する事業についての調査研究を行い、先進的な事例については実施の可能性を検討して積極的に視察研修を行うなど、シルバー事業の新たな方向性を模索します。
- ③ インボイス制度について幅広く情報収集を行い、将来的に消費税外税対応を視野に入れた事業体制の構築について調査研究に努めます。
- ④ 厚労省、全シ協が検討している新たな契約体系について情報収集に努めるとともに、導入状況等について他センターと協力して検討していきます。

(6) 相談事業の推進

高齢者に対する就業機会の提供を促進するため、入会説明会をはじめとする各種相談事業を推進します。また、会員のデジタル対応相談についても検討します。

- ① 入会手続きの際に就業相談を受けるとともに、入会後には予約制の「就業相談日」を設けることにより、より細やかな就業に関する相談に対応します。
- ② 地域班の班長副班長を定期的に交代することでセンター事業を広く知ってもらうとともに細かなことでも相談できる機会の拡充に努めます。
- ③ 会員のデジタルデバイスの活用推進を図ることを検討します。
- ④ 公共団体や地域の各種催事に積極的に参加して市民相談コーナーを設置するなど、機会あるごとに就業に関心のある高齢者市民からの相談を受け付けます。

(7) 安全・適正就業の推進

「安全・適正就業推進計画」のもと、「安全と健康はすべてに優先する」を基本として、安全・適正就業委員会を中心に安全・適正就業の推進と交通安全意識の高揚を図ります。また、安全・適正就業の徹底と事故撲滅に努め、健康診断受診を勧奨して心身の健康維持・向上を推奨します。

- ① 厚生労働省が通知する「適正就業ガイドライン」を周知徹底し、適正就業の実施に努めます。
- ② 安全・適正就業意識の高揚を図るため、安全・適正就業基準の遵守と心構え等の啓発を図ります。
- ③ 年間就業延時間が1,000時間未満となるように、長時間就業や長期間同一就業の是正に努め、ワークシェアリングやローテーション就業を推進します。
- ④ 会員の高齢化に伴う急な就業不能事態に対応するため、複数人数によるグループ就業を推進し、会員相互による緊急時の対応強化を図ります。
- ⑤ 4月から「自転車の交通反則通告制度」が導入されることから、就業中及び就業途上の交通ルールの遵守と交通事故の抑止に努めます。
- ⑥ 高齢者交通安全教室等への参加や安全・適正就業委員会による巡回訪問、安全適正就業推進強化月間を実施し、就業中及び就業途上の事故防止に努めます。
- ⑦ 就業内容の精査を行い、受託事業・派遣事業ともに契約の適正化に努めます。
- ⑧ 職種班組織の整備・育成を推進し、安全・適正就業の徹底と会員相互の意思疎通の強化に努めます。

- ⑨ 市が実施している高齢者の自転車用ヘルメット購入補助に追加して、当センター独自の購入補助制度の継続を行い、高年齢者の自転車事故防止を推進します。
- ⑩ 高齢者の車輛運転事故が多発していることから、警察及び市担当課と連携を密にして、会員の交通安全意識の高揚を図る講習等を実施します。また、就業及び就業途上の自家用車輛使用の制限を推進します。
- ⑪ 猛暑による屋外作業の熱中症対策として、7～9月期に就業時間の短縮等のサマータイム制度を導入していますが、この制度を今年度も実施します。さらに令和8(2026)年度から、同期間において就業を伴わない会員を含めて、熱中症対策だけでなく光熱水料の高騰対策として、「クールオアシス」を施設に開設します。

(8) 福祉・家事援助サービス事業の推進

介護保険対象外となる福祉・家事援助サービス事業を推進し、支援を必要とする方へのサービス提供に努めることにより、地域福祉に貢献するとともに会員の就業機会の確保・拡大を図ります。

- ① 担当職員及び従事会員の自己研鑽を推進し、スキルアップを図ります。
- ② 介護保険・総合事業の適用外の支援を要するニーズの確保に努め、請負事業による福祉・家事援助サービス事業として日常生活支援の推進を図ります。
- ③ 公共の催事等における育児サポートをはじめ現役世代をサポートできるよう、行政と連携を図りながら事業を推進していきます。
- ④ 市高齢介護課、市福祉政策課及び包括支援センター等と協力し、介護保険対象外で会員が従事できる日常生活支援事業の開拓・協力を呼び掛けます。

(9) 職業紹介事業の推進

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に係る雇用による仕事の求人を受理し、雇用による就労を希望する高年齢者へ紹介を行う有料職業紹介事業を推進します。

(10) 労働者派遣事業の推進

大阪府シルバー人材センター協議会泉大津市事務所として、高年齢者の雇用による就業機会を確保するため、労働者派遣事業を推進します。

- ① 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の実施に伴い、就業機会の拡大を図るため、泉大津市をはじめ市内事業所等への派遣労働の就業開拓活動を行います。
- ② 「同一労働・同一賃金」制度等の関係法令等を遵守し、適正な事務手続きに努めます。

(11) 公益社団法人としての運営の確立と関係団体との連携の強化

公益目的事業を推進するとともに関係団体との連携を強化し、補助金の維持・確保と財政・運営基盤の安定化に努めます。

- ① 「自主・自立、共働・共助」の理念に基づいた事業運営を推進し、「地域社会に信頼され、貢献する」市民参加型の公益目的事業を推進します。
- ② 役職員を中心に、市・社会福祉協議会・包括支援センター・商工会議所等の関係団体との連携を図るとともに、事業の強化・拡大に努めます。

- ③ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」において、適正就業ガイドラインの遵守を推進するとともに、法令遵守に努めつつ、派遣契約の維持・拡大を図ります。
- ④ 財政規律を遵守し、経費節減に努めてセンターの財政基盤の安定化を図ります。
国補助金が減額傾向にある中、事業内容の精査に努めて国補助金の維持・確保に努めます。
- ⑤ 消費税インボイス問題は本来会員負担が前提ですが、センターがまとめて納税することでインボイスの減額経過措置が認められ、センター側も約半分を負担しています。
令和 8 年税制大綱の改正に伴うインボイス負担率改正を進めるとともに、特定費用準備資金の積み立て等により巨額になる納税額の準備をするなど、必要経費の確保に努めます。
- ⑥ センターの拠点となる新事務所の活用は、新施設が確保できたことから夏場のクールオアシスの設置、講堂を活用した映画上演会や講演会等、またニュースポーツ ディスカン体験会など、さまざまな用途で利活用することで、新施設に集い楽しめるシルバーとなるように努めます。
- ⑦ 施設の老朽化に伴う修繕等については非常に大きな負担となることから、計画的に修繕等の経費の準備に努めて公益充実資金の積み立てを行い、優先順位を決めて対応していきます。
- ⑧ 事業実績の推移や事業内容の変化に応じた事業のデジタル対応や事務局人員の増減等を柔軟に対応できるようにするなど、業務の効率化と経費節減に努め、シルバー事業のさらなる発展を目指します。

(12) 事業概要書類(公益目的事業について)

- ① 事業の概要について (大阪府公益法人定期提出書類として提出済)
- ② 事業の公益性について (大阪府公益法人定期提出書類として提出済)